

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準(平成十五年総務省告示第七百六号)の一部を改正する件(案)に対する意見募集の結果

No.	意見提出者(順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
1	匿名	雇用主と被雇用者、企業と消費者等対等の立場でない場合、当該署名利用者以外の者が一方的に強制で署名利用者の同意を要求することが考えられる。当該署名利用者が指定する者に対して当該署名利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号を提供してはいけない。	本告示案において、署名利用者が指定した者に対する提供を規定した趣旨は、署名利用者が指定する者に対して、署名利用者が電子署名をした情報を署名検証者が直接送付することを可能とすることで、オンラインによる手続を完結させることができるようにするものです。第31条第4号による提供については、署名利用者の求めに応じて、署名利用者が指定する者に提供するものであり、御指摘はあたりません。	無
2	匿名	<p>改正内容に署名利用者の署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合であって、これらの者の同意があるときを含む。とあるが。</p> <p>本当は電子証明書の発行の番号等を外部に提供したくないのに、署名用電子証明書の発行の番号を外部提供する事に同意しろ。さもなければ署名用電子証明書の発行をしないぞ。等と脅され事実上の強制になってしまう可能性があると思うんですが。</p> <p>多分似たケースだと思うんですが企業がユーザーに対して個人情報を差し出せ。さもなければ、わが社のサービスを使わせないぞ。と無理やり同意させる感じに似てるかと。</p> <p>以下参考 ・署名利用者の求めに応じ、当該署名利用者又は当該署名利用者が指定する者に対して当該署名利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合(当該提供に伴い当該署名利用者以外の署名利用者の署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合であって、これらの者の同意があるときを含む。)</p>	<p>なお、事業者が個人から署名用電子証明書の発行の番号の提供を受ける場合、その者が署名検証者等であれば、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準第31条第3号及び第4号により、電子署名等確認業務以外の業務において、当該番号を個人を識別し管理するための符号として直接使用すること及び提供を受けた事業者が外部に提供することは禁止されております。また、地方公共団体情報システム機構、署名検証者等、署名確認者又は利用者証明検証者以外の者が当該番号を、他に提供されることが予定されるものとしてデータベース化することは公的個人認証法第63条第1項により禁止されております。</p>	
3	匿名	良いと思います。	本告示案に対する賛成意見として承ります。	無

No.	意見提出者(順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
4	匿名	<p>総務省は多くの天下りポストを用意することで有名だが、天下り先の意向に左右されて本来行うべき判断が行えないのではないか。</p> <p>案の中に天下りについての記載を明記すべきだとおもう。本件とは関係ないとかいう意味のわからない見解が示されるかもしれないが、もし関係がなかったとしたら、天下りなんて存在しないはずだ。</p> <p>何より国民の税金を食い物にし、至福肥やし、日本を腐敗させていることが許せない。</p>	<p>本告示案については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第28条第3号へに規定する電子署名又は電子利用者証明の確認に係る業務の方法に関して、必要な措置の内容を改正するものであるため、本告示案とは無関係の御意見として承ります。</p>	無
5	弁護士 ドットコム株式会社	<p>マイナンバーカードが広く国民に普及した現代、その署名用電子証明書を活用して電子署名が措置された電子ファイルが、署名者本人の意思に基づきネットワーク上で自由に送受信可能となることは、行政手続のDXのみならず、民間の経済活動のさらなるデジタル化にとっても望ましいことであり、本改正(案)に賛成する。</p>	<p>本告示案に対する賛成意見として承ります。</p>	無
6	宮内・水町IT法律事務所	<p>(1) 改正案に賛成する。</p> <p>(2) 本改正だけでは、署名用電子証明書に基づく電子署名の利用拡大には不十分である。</p> <p>ア データベースへの発行番号の記録について、記録制限を撤廃するか、本人の同意又は求めにより可能にすべきである。</p> <p>イ 電子証明書失効情報について、提供制限を撤廃するか、本人の同意又は求めにより外部に提供できるようにすべきである。</p>	<p>(1) 本告示案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく電子証明書の発行番号については、データマッチングのキーとして利用され、利用者の属性情報の把握につながるなどプライバシーが侵害されることを防止するため、法第52条及び第53条において失効情報の提供制限並びに法第63条の規定においてデータベースの構築の禁止を規定しています。</p>	無

※ 御意見はとりまとめの都合により整理・要約して掲載しております。